

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案 概要

第1 国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等の利用に係る規制等

- 1 国民投票運動等のための広告放送に係る規制等（104条2項、105条）
 - (1) 国民投票運動のための広告放送の全面禁止
 - (2) 政党等（国民投票広報協議会が行う放送において意見広告の枠を有する政党等）による賛否の意見表明のための広告放送の禁止
 - (3) 賛否の意見表明のための広告放送に係る放送事業者の努力義務
- 2 国民投票運動等のためのインターネット等の利用に係る規制等（103条の2～103条の6）
 - (1) インターネット等を利用した国民投票運動等における表示義務
 - (2) 政党等によるインターネット有料広告の禁止
 - (3) インターネット有料広告に係る事業者等の取組（掲載基準の策定等）
 - (4) 国民投票に関するインターネット等の適正利用
 - (5) (3)の適切かつ有効な実施に資するための指針その他インターネット等の適正利用のための国民投票広報協議会による指針の策定
- 3 多様な手段を通じた憲法改正案の広報に係る財政上の措置等（14条4項）

第2 国民投票運動等に関する収支の透明化等（107条の2～107条の24）

- 1 国民投票運動等に関する支出金額が1,000万円超の団体の届出制及び収支報告書の提出等
- 2 国民投票運動等に関する支出限度額（5億円）の設定
- 3 国民投票運動等に関する寄附の規制（外国人等からの寄附の受領禁止、匿名寄附の禁止等）

第3 国民投票無効訴訟における無効事由の追加（128条）

新たに次の事由を無効事由として追加

- ① 国民投票公報又は政党等の放送・新聞広告枠における意見に明らかな虚偽の事項があったこと
- ② 政党等による広告放送・インターネット有料広告に係る規制につき重大な違反があったこと
- ③ 国民投票運動等に関する支出・寄附に係る規制につき重大な違反があったこと

第4 その他国民投票の適正な実施に係る措置

- 1 国民が多様な意見に接する機会についての配慮（9条の2）
- 2 総務大臣・中央選管等による投票環境の整備及び投票の意義等に関する周知等（19条1項）
- 3 国民投票の当日における国民投票運動の禁止（100条の2）

第5 選挙運動期間と国民投票運動の一定の期間が重なることを回避するための措置

- 1 衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙との重複の回避（2条2項）
- 2 衆議院の解散による衆議院議員の総選挙との重複の回避（2条5項及び公職選挙法31条4項）

※ 公布日から1月後に施行

「出席」概念の拡張について

憲法56条1項

両議院は、各々その**総議員の3分の1以上の出席**がなければ、議事を開き議決することができない。

出席

[X] 物理的出席説（従来、当然の前提）

- ・日本語の「出席」とは、物理的に「そこに居る」ことであって、解釈の余地はない。
- ・全国民を「代表(re-present)」するとは、「全国民」に代わって、本会議場に「目に見える」形で物理的に「出席(present)」するということ。

議院自律権に基づく裁量

[Y] 機能的出席説（新しい有力説）

- ・「出席」を要求する趣旨は、議員自らが議論し、その過程を通じて議案に対する賛否の意思を形成し、最終的に自らが表決に参加すること。このような「出席」の機能に着目すれば、必ずしも「空間的・場所的」な議場に現在しなくても、ICTを活用して一定のインタラクティブな環境を整備することによって、「出席」と評価することは可能。（宍戸・東大教授や大石・京大名誉教授など）

※ただ、機能的出席説に立った場合でも、物理的に出席することを原則とした上で、「議会の機能」の維持及びそのより一層の保障という観点から、「オンライン審議」を例外的・限定的な制度と位置付けることが合理的か。

※その場合、「対象とするケース」（例：感染症のまん延（国会全体の事情）、妊娠や出産（議員個人の事情）、「手続」、「憲法上の公開要請の担保」などを検討した上で、具体的な制度設計をする必要がある（別紙参照）。

【参照条文】

日本国憲法

第57条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

②・③（略）

衆議院規則

第51条 表決の際現在しない委員は、表決に加わることができない。

第148条 表決の際議場にはない議員は、表決に加わることができない。